

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月19日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(予算執行権限等の専決)	(予算執行権限等の専決)
<p>第3条 (略)</p> <p>2 企業局長は、予算の流用を決定する権限及び執行予定額が1,000万円以上2,000万円未満の物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る債務の負担を伴わない契約（以下「単価契約等」という。）を締結する権限を次長に専決させる。ただし、<u>1,000万円未満の予算の流用を決定する権限及び執行予定額が1,000万円未満の単価契約等を締結する権限を総務課長に専決させる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 企業局長は、予算の流用を決定する権限及び執行予定額が1,000万円以上2,000万円未満の物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る債務の負担を伴わない契約（以下「単価契約等」という。）を締結する権限を次長に専決させる。ただし、執行予定額が1,000万円未満の単価契約等を締結する権限を総務課長に専決させる。</p> <p>3 (略)</p>
(集中管理等に係る事務の特例)	(集中管理等に係る事務の特例)
<p>第4条の3 第3条第1項及び第3項並びに前2条の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する法定福利費、法定福利費保険料、<u>厚生福利費、報酬、養成費及び旅費の支出等に関する事務</u>は、総務課長補佐に処理させるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条の3 第3条第1項及び第3項並びに前2条の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する法定福利費、法定福利費保険料、報酬及び旅費の支出等に関する事務は、総務課長補佐に処理させるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
(出納取扱金融機関等)	(出納取扱金融機関等)
<p>第8条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>第8条 (略)</p> <p><u>2</u> 企業局長は、同一会計内に出納取扱金融機関を2以上指定した場合においては、当該2以上の出納取扱金融機関のうちの1を総括出納取扱金融機関に定めておかなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
(収納済みの通知)	(収納済みの通知)
<p>第30条 企業出納員は、出納店から収納済みの通知書の送付を受けたときは、これを当該収入徴収者（返納金に係るものについては、支出命令者）に</p>	<p>第30条 企業出納員は、出納店から収納済みの通知書の送付を受けたときは、これを当該収入徴収者（返納金に係るものについては、支出命令者）に</p>

送付するとともに、当該収納の整理をしなければならない。

(支出負担行為の整理)

第37条 課長及び事業所長(以下「課長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額について、前条の規定に準じて支出負担行為決議書を作成して支出負担行為の整理をしなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第62条 削除

(ファーム・バンキング)

第63条 企業出納員は、第59条の規定による払込みの手続、第60条第1項の規定による口座振替の手続及び第61条の規定による送金の手続を出納店所定のファーム・バンキングの方法によりデータ通信で依頼するものとする。

2 (略)

(小切手等の確認)

第65条 企業出納員は、小切手を振り出すとき又は小切手振出済通知書を発行するときは、金額の確認を行い、金額を記載した頭部に確認の私印を押印しなければならない。

2 (略)

第74条 削除

(収入及び支払計画)

第84条 課長等は、各会計ごとに収入及び支払の予定を毎月総務課長に報告しなければならない。

(決算の調製)

第126条 (略)

送付しなければならない。

(支出負担行為の整理)

第37条 課長及び事業所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額について、前条の規定に準じて支出負担行為決議書を作成して支出負担行為の整理をしなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(資金の交付)

第62条 企業出納員は、前3条の規定により出納店に資金を交付するときは、支払依頼書を作成し、当該出納店を受取人とする小切手を振り出し、小切手振出済通知書を添付して交付しなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定により出納店に資金を交付したときは、資金領収書を提出させなければならない。

(ファーム・バンキング)

第63条 企業出納員は、第60条第1項の規定による口座振替の手続を出納店所定のファーム・バンキングの方法によりデータ通信で行うことができる。

2 (略)

(小切手等の確認)

第65条 企業出納員は、小切手を振り出すとき又は小切手振出済通知書、公金振替通知書若しくは預金預替通知書を発行するときは、金額の確認を行い、金額を記載した頭部に確認の私印を押印しなければならない。

2 (略)

(会計間の更正)

第74条 第71条及び第72条の場合において、会計間の現金の移動が必要な場合は、企業出納員は、公金振替通知書を作成して出納店に交付しなければならない。

(収入及び支払計画)

第84条 局本庁の課長及び事業所長(以下「課長等」という。)は、各会計ごとに収入及び支払の予定を毎月総務課長に報告しなければならない。

(決算の調製)

第126条 (略)

2 課長等は、毎事業年度経過後速やかに、決算の調製に必要な資料を、総務課長に提出しなければならない。

別表第1（第3条関係）

収入原因行為
（略）

支出負担行為

科目等	次長	課長	課長補佐
1 収益的支出			
(略)			
(6) 報酬			〇
(7) 潤滑油脂費		50万 円以上	50万 円未満
(略)			
(11) 動力費		50万 円以上	50万 円未満
(略)			
(17) 損害保険料		〇	
(略)			
(21) 交付金		〇	
(略)			
(29) (略)	(略)		
(30) 土地売却原価		〇	
(31) (略)	(略)		
(32) (略)			
(33) (略)			
(34) (略)			
(35) その他	500万 円未満	300万 円未満	
2 資本的支出			
(1) 建設改良費			
用地及び補償費	2,000 万円未満	1,000 万円未満	
工事費	2億 円未満	1億 円未満	
原材料購入費	5,000 万円未満	3,000 万円未満	

2 局本庁の課長（総務課長を除く。）は、毎事業年度経過後速やかに、決算の調製に必要な資料を、総務課長に提出しなければならない。

別表第1（第3条関係）

収入原因行為
（略）

支出負担行為

科目等	次長	課長	課長補佐
1 収益的支出			
(略)			
(6) 報酬		〇	
(7) 潤滑油脂費		〇	
(略)			
(11) 動力費		〇	
(略)			
(17) 損害保険料	500万 円未満	300万 円未満	
(略)			
(21) 交付金	500万 円未満	300万 円未満	
(略)			
(29) (略)	(略)		
(30) (略)			
(31) (略)			
(32) (略)			
(33) (略)			
2 資本的支出			
(1) 建設改良費			
用地及び補償費	2,000 万円未満	1,000 万円未満	
工事費	2億 円未満	1億 円未満	
原材料購入費	5,000 万円未満	3,000 万円未満	

機械備品購入費	1,000万円未満	500万円未満	
測量調査費	2,000万円未満	1,000万円未満	
リース資産購入費		50万円以上	50万円未満
建設中利子その他		○	収益的支出に準じる。
(2) 工業用地造成費			
用地費		○	
補償費		○	
造成工事費	2億円未満	1億円未満	
諸設備費	1億円未満	5,000万円未満	
測量調査費	2,000万円未満	1,000万円未満	
リース資産購入費		50万円以上	50万円未満
建設中利子その他		○	収益的支出に準じる。
(略)			
(8) 受託工事費	建設改良費又は工業用地造成費に準じる。		

機械備品購入費	1,000万円未満	500万円未満	
測量調査費	2,000万円未満	1,000万円未満	
リース資産購入費		50万円以上	50万円未満
総係費			営業費用に準じる
分担金	1億円未満	5,000万円未満	
建設中利子その他	500万円未満	200万円未満	
(2) 工業用地造成費			
用地費		○	
補償費		○	
造成工事費	2億円未満	1億円未満	
諸設備費	1億円未満	5,000万円未満	
測量調査費	2,000万円未満	1,000万円未満	
委託費	2,000万円未満	1,000万円未満	
リース資産購入費		50万円以上	50万円未満
総係費			営業費用に準じる
建設中利子その他	500万円未満	200万円未満	
(略)			
(8) 受託工事費	建設改良費又は工業用地造成費に準じる。		

(略)		
(略)		
別表第2 (第4条、第4条の2関係)		
収入原因行為		
(略)		
支出負担行為		
科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
1 収益的支出	(略)	
(3) 報酬	(略)	○
(4) 潤滑油 費	(略)	50万円未 満
(略)		
(7) 動力費	(略)	50万円未 満
(略)		
2 資本的支出	(1) (略) その他	(略) 収益的支出に準じる。
(略)		
(3) 受託工事 費	(略)	建設改良費に準じる。
(略)		

(略)		
(略)		
別表第2 (第4条、第4条の2関係)		
収入原因行為		
(略)		
支出負担行為		
科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲
1 収益的支出	(略)	
(3) 報酬	(略)	
(4) 潤滑油 費	(略)	
(略)		
(7) 動力費	(略)	
(略)		
2 資本的支出	(1) (略) 総係費	(略) 営業費用に準じる
(略)		
(3) 受託工事 費	(略)	建設改良費に準じる
(略)		

第2条 新潟県企業局財務規程の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第16条関係)

1 電気事業会計勘定科目

資 産

固定資産

款	項	目	節	細節
(電気事業固定資産) 水力発電設備	(何) 発電所 (何)	土地	貯水池土地(又は調整池土地) 発電所土地 附属土地	
		水源かん養林 建物	鉄筋コンクリート造 金属造 木造	
		構築物(水路)	えん堤 取水口	(何) えん堤

			導水路	(何) 取水口
			沈砂池	(何) 導水路
			水槽	(何) 沈砂池
			水圧管路	(何) 水槽
			放水路	(何) 水圧管路
			雑工事	(何) 放水路
				(何) 雑工事
		構築物 (貯水池 (又は調整池))	えん堤 雑工事	
		機械装置	水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置	
		諸装置	通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 雑装置	
		備品	工具 器具及び備品 車両及び船舶	
		無形固定資産	水利権 電話加入権 地上権 特許権 電気ガス供給施設 利用権 水道施設利用権 電話回線施設利用 権 道路施設利用権 (何)	
		減価償却累計額 (貸方)		
		リース資産		
		リース資産減価償却累計額 (貸方)		
		(共有者持分額) (貸方)		
送電設備	(何) 送電線路	土地		
		建物	(何)	

業務設備	本局	機械装置	(何) 配電盤開閉装置 自動制御装置 諸機械装置
		架空電線路	鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 がいし 電線 地線
		地中電線路	管路 ケーブル
		諸装置	通信電灯電力装置 雑装置
		減価償却累計額(貸方) リース資産 リース資産減価償却累計額(貸方)	
		土地	附属土地
		建物	鉄筋コンクリート造 金属造 木造
		空中線施設	鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 空中線
		通信機械装置	搬送送受信装置 搬送結合装置 無線通信装置 交換装置 電源装置 諸機械装置
		諸装置	給電装置 自動制御装置 修繕試験装置 雑装置
備品	工具 器具及び備品 車両及び船舶		
無形固定資産	電話加入権 電気ガス供給施設		

太陽光発電設備		減価償却累計額(貸方) リース資産 リース資産減価償却累計額(貸方)	利用権 水道施設利用権 庁舎施設利用権 職員宿舍施設利用権 ソフトウェア (何)	
(附帯事業固定資	(何) 発電所	土地 建物 構築物 機械装置 諸装置 備品 無形固定資産 減価償却累計額(貸方) リース資産 リース資産減価償却累計額(貸方)	発電所土地 附属土地 鉄筋コンクリート造 金属造 木造 (何) 太陽電池 逆変換装置 主要変圧器 配電盤開閉装置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置 通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 雑装置 工具 器具及び備品 車両及び船舶 電話加入権 地上権 特許権 電気ガス供給施設利用権 水道施設利用権 電話回線施設利用権 (何)	

産) (何) (事業外固定資産) (何) (固定資産仮勘定) 建設仮勘定	(何) 工事	(何) 総係費	(何) 給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金 繰入額 厚生福利費 消耗品費 修繕費 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 諸費 雑収入 (貸方)
建設準備勘定	(何) 準備費	仮設備 補償費 調査費 工事用動力費 工事用材料費 建設中利子 仮受金 (貸方)	建物 工事用備品 機械設備 道路設備 諸設備 共同事業仮受金 (貸方)
除却仮勘定 (投資その他の資産) 投資有価証券	株式 社債 公社債 国債	(何)	(何)

出資金	地方債			
長期貸付金	(何)			
	他会計貸付金	(何) 貸付金		
貸倒引当金	その他貸付金			
基金	(何)			
未収金				
貸倒引当金				
その他投資				

流動資産

款	項	目	節	細節
現金預金	現金 預金			
未収金	営業未収金	電力料 遅取加算料 営業雑収益		
	営業外未収金	附帯事業収益 財務収益 事業外収益		
	その他未収金	諸売却代 未収消費税及び地方消費税還付金 その他未収金		
貸倒引当金 有価証券	株式 社債 諸有価証券			
受取手形 貸倒引当金 短期貸付金	他会計貸付金 その他貸付金			
貸倒引当金 貯蔵品	一般貯蔵品	(何)		
	特殊貯蔵品	(何)		
前払費用	加工口			
	損害保険料 その他前払費用			
前払金	工事代 物品代 前払消費税及び地方消費税			

未収収益 貸倒引当金 その他流動資産	その他前払金			
	保管有価証券	(何)		
	仮払金	仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税及び地方消費税		
共通管理費	その他雑流動資産			

負債

固定負債

款	項	目	節	細節
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	財務省 地方公共団体金融機構 (何)		
	その他の企業債	財務省 地方公共団体金融機構 (何)		
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	(何) 借入金		
	その他の長期借入金	(何) 借入金		
リース債務 引当金	退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 (何) 引当金			
その他固定負債	預り金			

流動負債

款	項	目	節	細節
一時借入金	(何)			
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	財務省 地方公共団体金融機構		

他会計借入金	その他の企業債	(何) 財務省 地方公共団体金融 機構 (何)		
	建設改良費等の財 源に充てるための 長期借入金	(何) 借入金		
リース債務 未払金	その他の長期借入 金	(何) 借入金		
	工事代 物品代 人件費 支払利息 還付金 未払消費税及び地 方消費税 その他未払金			
未払費用	賃借料 損害保険料 その他未払費用			
前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金			
前受収益 引当金	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 (何) 引当金			
その他流動負債	預り金	源泉徴収税 社会保険料 仮受消費税及び地 方消費税 その他預り金		
	預り有価証券			

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 工事負担金 その他長期前受金			

長期前受金収益化 累計額（借方）				
---------------------	--	--	--	--

資 本

資本金

款	項	目	節	細節
資本金				

剰余金

款	項	目	節	細節
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 工事負担金 その他資本剰余金			
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 新潟県社会文化施設整備積立金 中小水力発電開発改良積立金 経営安定資金積立金 地域振興積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金(当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益(当年度純損失)		

収 益

款	項	目	節	細節
電気事業収益	営業収益	電力料	電力料 遅収加算料	
		太陽光発電電力料	電力料	
		営業雑収益	諸貸付料 その他営業雑収益	
	附帯事業収益 財務収益	受入利息	有価証券利息 預金利息 貸付金利息 雑利息	
		基金収益	基金利息	

	事業外収益	受入配当金 他会計繰入金 受託金 中小水力建設費利 子補給金 長期前受金戻入 雑収益	株式配当金 (何) 固定資産売却収益 有価証券売却収益 事業外固定資産管 理収益 不用品売却収益 その他雑収益	
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		

費 用

款	項	目	節	細節
電気事業費用	営業費用	(何) 発電管理費	給料 手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金 繰入額 厚生福利費 報酬 潤滑油脂費 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰 入額 補償費	共済費 保険料 材料費 請負代 諸費 材料費 請負代 諸費 材料費 請負代 諸費 材料費 請負代 諸費

			賃借料 委託費 損害保険料 養成費 交付金 水利使用料 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 雑費 雑損 減価償却費		
					普通償却費 特別償却費
			固定資産除却費		除却費 除却損
			たな卸資産減耗費 共有設備費分担額 貸倒引当金繰入額 (何)引当金繰入額		
		(何) 送電費	厚生福利費 消耗品費 建物修繕費		材料費 請負代 諸費
			架空電線路修繕費		材料費 請負代 諸費
			地中電線路修繕費		材料費 請負代 諸費
			雑修繕費		材料費 請負代 諸費
			修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰 入額 補償費 賃借料 託送料 委託費 損害保険料 養成費 交付金 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 雑費 雑損 減価償却費		

				普通償却費 特別償却費
			固定資産除却費	除却費 除却損
			たな卸資産減耗費 共有設備費分担額 貸倒引当金繰入額 (何)引当金繰入額	
	一般管理費		給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費	
				共済費 保険料
			法定福利費引当金 繰入額 厚生福利費 報酬 消耗品費 建物修繕費	
				材料費 請負代 諸費
			構築物修繕費	
				材料費 請負代 諸費
			機械装置修繕費	
				材料費 請負代 諸費
			雑修繕費	
				材料費 請負代 諸費
			修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰 入額 補償費 賃借料 委託費 損害保険料 養成費 研究費 調査費 交付金 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 雑費 雑損 減価償却費	
				普通償却費 特別償却費

		固定資産除却費	除却費 除却損
		たな卸資産減耗費	
		共有設備費分担額	
		貸倒引当金繰入額	
	(何)太陽光発電管 理費	(何)引当金繰入額	
		給料	
		手当等	
		賞与引当金繰入額	
		法定福利費	共済費 保険料
		法定福利費引当金 繰入額	
		厚生福利費	
		潤滑油脂費	
		消耗品費	
		建物修繕費	材料費 請負代 諸費
		構築物修繕費	材料費 請負代 諸費
		機械装置修繕費	材料費 請負代 諸費
		雑修繕費	材料費 請負代 諸費
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰 入額	
		補償費	
		貸借料	
		委託費	
		損害保険料	
		養成費	
		交付金	
		通信運搬費	
		旅費	
		会議費	
		分担金	
		雑費	
		雑損	
		減価償却費	普通償却費 特別償却費
		固定資産除却費	除却費 除却損
		たな卸資産減耗費	

	附帯事業費用 財務費用 事業外費用 特別損失	(何) 支払利息 企業債取扱諸費 他会計繰出金 (何) 受託費 固定資産売却損 雑支出 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	共有設備費分担額 貸倒引当金繰入額 (何) 引当金繰入額 企業債利息 一時借入金利息 雑利息 建設中利子振替額 (貸方) (何) 建設準備勘定償却 費 事業外固定資産管 理費 財務偶発損 物品売却原価 その他雑支出	(何)
--	---	--	--	-----

2 工業用水道事業会計勘定科目

資 産

固定資産

款	項	目	節	細節
有形固定資産	(何) 水道設備	土地 建物 建物減価償却累計 額 (貸方) 構築物 構築物減価償却累 計額 (貸方) 機械及び装置	事務所用地 施設用地 その他土地 事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物 原水及び浄水設備 配水設備 その他構築物	

			電気設備 内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器 その他機械装置	
		機械及び装置減価償却累計額（貸方） 車両運搬具	自動車 その他車両	
		車両運搬具減価償却累計額（貸方） 工具、器具及び備品	工具 器具及び備品	
		工具、器具及び備品減価償却累計額（貸方） 船舶 船舶減価償却累計額（貸方） リース資産 リース資産減価償却累計額（貸方）		
	建設仮勘定	(何) 工事	(何)	(何)
			総係費	
				給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 消耗品費 修繕費 賃借料 委託費 損害保険料 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 報償費 雑費 雑収入（貸方）
			仮設備	建物 工事中備品 機械設備 道路設備 諸設備
			補償費 調査費	

無形固定資産	建設準備勘定	(何) 調査費	建設中利子 仮受金 (貸方)	共同事業仮受金 (貸方)
	(何) 水道設備	水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権	(何)	
投資その他の資産	無形固定資産仮勘定	電話加入権 リース資産 その他無形固定資産	電気供給施設利用権 上水道施設利用権 電信電話専用施設利用権 ガス供給施設利用権 (何) 利用権	
	投資有価証券	(何) 水道設備	(何)	
	出資金 長期貸付金	(何)		
	貸倒引当金 基金 未収金 貸倒引当金 その他投資	他会計貸付金 その他貸付金	(何) 貸付金	

流動資産

款	項	目	節	細節
現金預金	現金 預金			
未収金	営業未収金	給水収益 受託工事収益 その他営業収益		
	営業外未収金	受取利息 その他営業外収益		
	その他未収金			

貸倒引当金 貯蔵品	一般貯蔵品	諸売却代 未収消費税及び地 方消費税還付金 その他未収金		
		(何)		
	特殊貯蔵品	(何)		
有価証券	株式 社債 諸有価証券			
受取手形 貸倒引当金 短期貸付金	他会計貸付金 その他貸付金			
貸倒引当金 前払費用	損害保険料 その他前払費用			
前払金	工事代 物品代 前払消費税及び地 方消費税 その他前払金			
未収収益 貸倒引当金 その他流動資産	保管有価証券	(何)		
	仮払金	仮払消費税及び地 方消費税 特定収入仮払消費 税及び地方消費税		
共通管理費	その他雑流動資産			

負 債

固定負債

款	項	目	節	細節
企業債	建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	財務省 地方公共団体金融 機構 (何)		
	その他の企業債	財務省 地方公共団体金融 機構 (何)		

他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	(何) 借入金		
	その他の長期借入金	(何) 借入金		
リース債務				
引当金	退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 (何) 引当金			
その他固定負債	預り金			

流動負債

款	項	目	節	細節
一時借入金	(何)			
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	財務省 地方公共団体金融機構 (何)		
	その他の企業債	財務省 地方公共団体金融機構 (何)		
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	(何) 借入金		
	その他の長期借入金	(何) 借入金		
リース債務 未払金	工事代 物品代 人件費 支払利息 還付金 未払消費税及び地方消費税 その他未払金			
未払費用	賃借料 損害保険料 その他未払費用			
前受金	営業前受金			

前受収益 引当金	営業外前受金 その他前受金			
その他流動負債	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 (何) 引当金 預り金 預り有価証券	源泉徴収税 社会保険料 仮受消費税及び地 方消費税 その他預り金		

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金 長期前受金収益化 累計額 (借方)	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 工事負担金 その他長期前受金			

資 本

資本金

款	項	目	節	細節
資本金	組入資本金 出資金			

剰余金

款	項	目	節	細節
資本剰余金 利益剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 工事負担金 その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益 剰余金 (当年度未処 理欠損金)	繰越利益剰余金年 度末残高 (繰越欠損 金年度末残高) 当年度純利益 (当年		

		度純損失)			
収 益					
款	項	目	節	細節	
工業用水道事業収益	営業収益	給水収益	水道料金		
		受託工事収益 受託収益 その他営業収益	材料売却収益 産物売却収益 手数料 雑収益		
	営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金		
		他会計繰入金 受託工事収益 長期前受金戻入 雑収益	有価証券売却収益 使用料 固定資産売却収益 不用品売却収益 移設補償金 減収補償金 その他雑収益		
特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益				

費 用					
款	項	目	節	細節	
工業用水道事業費用	営業費用	(何) 水道費	給料 手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費	共済費 保険料	
			法定福利費引当金繰入額 厚生福利費 報酬 消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額		

		特別修繕引当金繰入額	
		動力費	
		薬品費	
		補償費	
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		養成費	
		交付金	
		通信運搬費	
		旅費	
		会議費	
		分担金	
		雑費	
		減価償却費	
		資産減耗費	
			除却費
			除却損
		貸倒引当金繰入額	
		(何)引当金繰入額	
	阿賀野川用水農業水利事業分担金		
		分担金	
	受託工事費		
		工事請負費	
		(何)	
	総係費		
		給料	
		手当等	
		賞与引当金繰入額	
		退職給付費	
		法定福利費	
			共済費
			保険料
		法定福利費引当金繰入額	
		厚生福利費	
		報酬	
		消耗品費	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		補償費	
		賃借料	
		委託費	
		損害保険料	
		養成費	
		研究費	
		通信運搬費	
		旅費	
		会議費	
		分担金	
		雑費	
		貸倒引当金繰入額	
		(何)引当金繰入額	
営業外費用			

		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費
		他会計繰出金 受託工事費	工事請負費 (何)
		雑支出	工事請負費 消耗品費 賃借料 旅費 特別減価償却費 不用品売却原価 固定資産売却損 貸倒引当金繰入額 その他雑支出
	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	

3 工業用地造成事業会計勘定科目

資 産

固定資産

款	項	目	節	細節
有形固定資産	土地	(何)		
	建物	(何)		
	建物減価償却累計額(貸方)			
	構築物	(何)		
	構築物減価償却累計額(貸方)			
	機械及び装置	(何)		
	機械及び装置減価償却累計額(貸方)			
	車両運搬具	(何)		
	車両運搬具減価償却累計額(貸方)			
	工具、器具及び備品	工具 器具及び備品		
	工具、器具及び備品減価償却累計額(貸方)			

無形固定資産	リース資産 リース資産減価償却累計額（貸方）			
投資その他の資産	借地権 地上権 施設利用権 電話加入権 リース資産 その他無形固定資産 投資有価証券 出資金 基金 完成土地年賦未収金 貸倒引当金 その他投資			

工業用地造成資産

款	項	目	節	細節
完成土地	(何) 完成土地	用地費	用地及び補償費	
未成土地	(何) 未成土地	補償費	取得雑費	
		造成工事費	漁業補償	
		諸設備費	農業補償	
		測量調査費	工業補償	
		賃借料	その他補償	
		委託費	道路設備	
		分担金	橋梁設備	
		仮設備	その他設備	
		(何)	土地	
			建物	
			構築物	
			機械及び装置	
			工具、器具及び備品	
			その他仮設備	
	総係費	(何)	(何)	
		給料		
		手当等		
		賞与引当金繰入額		
		退職給付費		
		法定福利費		

		法定福利費引当金 繰入額 厚生福利費 消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰 入額 賃借料 委託費 損害保険料 養成費 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 雑費 貸倒引当金繰入額 (何)引当金繰入額	
	仮設備	土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 その他仮設備	
	建設中利子	企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び 取扱費	
	工事中材料 雑支出 雑収入 (貸方)		

流動資産

款	項	目	節	細節
現金預金	現金 預金			
未収金	営業未収金	完成土地売却代金 受託工事収益 その他営業収益		
	営業外未収金	営業外収益		
	その他未収金	未収消費税及び地方消費税還付金 その他未収金		
貸倒引当金 有価証券	株式 社債 諸有価証券			
受取手形				

貸倒引当金 貯蔵品	材料 消耗工具、器具及び 備品 消耗品 その他貯蔵品			
短期貸付金 貸倒引当金 前払金	工事代 物品代 前払消費税及び地 方消費税 その他前払金			
未収収益 貸倒引当金 その他流動資産	保管有価証券 仮払金	仮払消費税及び地 方消費税 特定収入仮払消費 税及び地方消費税		
共通管理費				

負 債

固定負債

款	項	目	節	細節
企業債	建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	財務省 地方公共団体金融 機構 縁故債 (何)		
	その他の企業債	財務省 地方公共団体金融 機構 縁故債 (何)		
他会計借入金	建設改良費等の財 源に充てるための 長期借入金	他会計借入金 (何) 借入金		
	その他の長期借入 金	他会計借入金 (何) 借入金		
リース債務 引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金			

繰延年賦売却益 原価見返勘定	(何) 引当金			
	完成土地原価見返 勘定	(何) 原価見返勘定		
その他固定負債	環境整備負担金 リース契約保証金 預り金			

流動負債

款	項	目	節	細節
一時借入金	他会計借入金 その他借入金	起債前借 その他借入金		
企業債	建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	財務省 地方公共団体金融 機構 縁故債 (何)		
	その他の企業債	財務省 地方公共団体金融 機構 縁故債 (何)		
他会計借入金	建設改良費等の財 源に充てるための 長期借入金	他会計借入金 (何) 借入金		
	その他の長期借入 金	他会計借入金 (何) 借入金		
リース債務 未払金	工事代 物品代 人件費 支払利息 未払消費税及び地 方消費税 その他未払金			
未払費用 前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金			
前受収益				

引当金	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 (何)引当金			
その他流動負債	リース契約保証金 預り金	源泉徴収税 社会保険料 仮受消費税及び地方消費税 その他預り金		
	預り有価証券			

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金	受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 その他長期前受金			
長期前受金収益化 累計額 (借方)				

資 本

資本金

款	項	目	節	細節
資本金				

剰余金

款	項	目	節	細節
資本剰余金	受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 一般会計補助金 その他資本剰余金			
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益 剰余金(当年度未処 理欠損金)	繰越利益剰余金年度 末残高(繰越欠損 金年度末残高) 当年度純利益(当 年度純損失)		

収 益

款	項	目	節	細節
工業用地造成事業 収益	営業収益	土地売却収益	(何)売却収益	

	営業外収益	受託工事収益 その他営業収益	(何) 賃貸料 工場賃貸料 雑収益	
		受取利息及び配当 金	預金利息 貸付金利息 有価証券利息 延納金利息 配当金	
	特別利益	他会計繰入金 利子補給金 長期前受金戻入 雑収益	使用料 固定資産売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	
		固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		

費用

款	項	目	節	細節
工業用地造成事業 費用	営業費用	土地売却原価 受託工事費 一般管理費	(何) 売却原価 給料 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 法定福利費引当金 繰入額 厚生福利費 報酬 消耗品費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰 入額 広告宣伝費 賃借料 委託費 損害保険料 養成費 調査費 交付金 通信運搬費	共済費 保険料

			旅費 会議費 分担金 雑費 減価償却費 資産減耗費	除却費 除却損 たな卸資産減耗費
		誘致活動費	貸倒引当金繰入額 (何)引当金繰入額 消耗品費 広告宣伝費 賃借料 委託費 報償費 通信運搬費 旅費 会議費 雑費	
	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費	(何)借入金利息
		受託誘致活動費 緑化助成金 雑支出	不用品売却原価 固定資産売却損 その他雑支出	
	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失		

4 共通管理勘定勘定科目

資 産

流動資産

款	項	目	節
現金預金	現金 預金		
未収金	受入利息 諸売却代 その他未収金		
前払金	物品代 その他前払金		
その他流動資産			

	仮払消費税及び地方消費税		
--	--------------	--	--

負債

流動負債

款	項	目	節
仮受金	電気事業会計 工業用水道事業会計 工業用地造成事業会計		
未払金	物品代 人件費 還付金 その他未払金		
その他流動負債	預り金	源泉徴収税 社会保険料 仮受消費税及び地方消費税 その他預り金	

収益

款	項	目	節
共通管理収益	財務収益 雑収益	受入利息 不用品売却収益 その他雑収益	本局（又は上越利水事務所） 本局（又は上越利水事務所）

費用

款	項	目	節
共通管理費用	本局（又は上越利水事務所）	給料 手当等 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 報酬 消耗品費 修繕費 賃借料 委託費 養成費 通信運搬費 旅費 会議費 分担金 雑費	共済費 保険料

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。